品川区町会専用掲示板設置等に対する補助金交付要綱

制定　昭和６０年　３月２８日　要綱第　７０号
改正　昭和６２年　６月２６日　要綱第　４５号
改正　平成　３年　３月３０日　要綱第　２３号
改正　平成１２年　４月　１日　要綱第　４５号
改正　平成１３年　３月２８日　要綱第１０６号
改正　平成２１年　３月３１日　要綱第１８１号
改正　平成２３年　８月１５日　要綱第１２１号
改正　平成２７年　３月２７日　要綱第２０７号
改正　平成３１年　４月　１日　要綱第１９５号
改正　令和　３年　５月３１日　要綱第１７０号
改正　令和　７年　３月２５日　要綱第　５３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）が掲示板の新設、建替え、修繕、移設、建直し、または廃止（以下「新設等」という。）を行う場合に、その経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における各用語の定義は次の通りとする。

⑴　町会等　品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和６０年品川区要綱第６９号）の規定に基づき、環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

⑵　新設　これまで掲示板が設置されていなかった場所に、新たに掲示板を設置すること。

⑶　建替え　既存の掲示板を撤去し、同じ場所に新しい掲示板を設置すること。

⑷　修繕　既存の掲示板の一部を補修したり、部品を交換したりすることで、機能や外観を回復させること。

⑸　移設　既存の掲示板を現在の設置場所から別の場所へ移動させること。これには、即時に新しい場所へ設置する場合と、新たな設置場所が未定のまま一時的に撤去し保管する場合の両方を含む。

⑹　建直し　既存の掲示板を一時的に撤去し、同一の掲示板を元の場所に再設置すること。

⑺　廃止　既存の掲示板を撤去し、その場所での掲示板の使用を終了すること。

（補助金交付の対象となる掲示板の要件）

第３条　補助金交付の対象となる掲示板は、町会等がその区域内の住民に必要な情報を周知する目的で設置するもので、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

⑴　区域内住民相互の親睦と福祉につながる情報提供のために使用するものであること。

⑵　掲示板の設置場所について、土地・構造物所有者の使用確認が得られたものであること。
⑶　過去に補助金の交付を受けて撤去し、現在も保管中の掲示板でないこと。

（補助金額）

第４条　補助金の交付額は、１基につき、新設等の経費の２分の１以内とし、新設、建替え、修繕の場合は７万５千円を限度とし、移設、建直し、廃止の場合は２万円を限度とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする町会等は、町会専用掲示板設置等補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。
⑴　設置場所図（地図）
⑵　形状図面
⑶　見積書(写)

２　前項の規定は、原則として、掲示板の新設等を行う前に行わなければならない。

（交付決定）

第６条　区長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、町会専用掲示板設置等補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知する。

（完了届）

第７条　前条第１項に規定する通知を受けた町会等は、補助金交付の対象となった掲示板の新設等が完了したときは、すみやかに完了届（第３号様式）に領収書（写し）を添えて区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第８条　区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定の内容および掲示板の新設等の状況等を確認した後に補助金の交付額を確定し、町会専用掲示板設置等補助金確定通知書（第４号様式）により前条に規定する届出をした者に通知する。

（請求書の提出）

第９条　前条の規定による通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに町会専用掲示板設置等補助金請求書（第５号様式）を区長に提出しなければならない。

（適正使用）

第１０条　町会等は、補助金の交付を受けて新設等を行った掲示板を適正に使用、保管、または廃棄しなければならない。

（決定の取消し）

第１１条　区長は、補助金交付の決定を受けた町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

（返還）

第１２条　町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部または一部を遅滞なく返還しなければならない。

（違約金）

第１３条　町会等は、前条の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年１０．９５ パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

（委任）

第１４条　この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付　則

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。

付　則

１．この要綱は、昭和６２年７月１日から施行する。

２．昭和６２年５月１日以降、第４条の交付申請があったもので第７条の補助金の確定が未確定のものについては、適用させる。

付　則

この要綱は、平成３年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成１２年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成１３年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成２３年８月１５日から適用する。

付　則

この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和３年６月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

品　川　区　長　　あて

申請団体名
代表者住所
代表者氏名

町会専用掲示板設置等補助金交付申請書

品川区町会専用掲示板設置等に対する補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく、関係書類を添えて交付申請します。

記

１．補助金交付申請額　　円
２．掲示板新設等基数　　基
内　訳

１基単価	工事分類	基数	補助所要額（１基）	補助申請額
合　　計				

摘要：要綱第３条の規定に基づき、１基につき経費の２分の１以内の補助で、工事分類のうち新設、建替え、修繕の場合は７万５千円を限度とし、移設、建直し、廃止の場合は２万円を限度とする。

３．設置予定期日　　年　　月　　日
４．添付書類
（１）設置場所図　（地図）
（２）形状図面
（３）見積書(写)

第２号様式（第５条関係）

番　　号
年　　月　　日

様

品川区長　　印

町会専用掲示板設置等補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった品川区町会専用掲示板設置等補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１．交付決定金額　　円
２．交付基数　　基
内訳

１基単価	工事分類	基数	補助所要額（１基）	補助交付予定額
合　　計				

摘要：要綱第３条の規定に基づき、１基につき経費の２分の１以内の補助で、工事分類のうち新設、建替え、修繕の場合は７万５千円を限度とし、移設、建直し、廃止の場合は２万円を限度とする。

３．交付時期　　設置が完了し、完了届の提出後とする。

第３号様式（第６条関係）

年　　月　　日

品　川　区　長　あて

申請団体名
代表者住所
代表者氏名

完　了　届

下記のとおり、掲示板の新設等が完了したので届け出します。

記

１．交付予定金額　　円
２．交　付　基　数　　基
　　内　訳

１基単価	工事分類	基数	補助所要額（１基）	交付予定額
合　　計				

３．設置完了日　　年　　月　　日
４．添付書類　　領収書（写）

要綱第７条による調査者氏名　　地域センター

第４号様式（第７条関係）

番　　号
年　　月　　日

様

品川区長　　印

町会専用掲示板設置等補助金確定通知書

年　　月　　日付で完了届が提出された品川区町会専用掲示板設置等補助金については、品川区町会専用掲示板設置等に対する補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

つきましては、同封の補助金請求書に所要事項を記入し提出してください。

記

１．交付確定金額　　円
２．交付確定基数　　基
　内　訳

１基単価	工事分類	基数	補助所要額（１基）	交付確定金額
合　　計				

３．請求書提出期限　　年　　月　　日
４．提　　出　　先　　地域センター

第５号様式（第８条関係）

町会専用掲示板設置等補助金請求書

金額		百	十	万	千	百	十	円

年　　月　　日付　　番　　号をもって交付確定のあった品川区町会専用掲示板設置等補助金について、上記の金額を請求します。

年　　月　　日

品　川　区　長　　あて

申請団体名
代表者住所
代表者氏名